

溜池灌漑地域に於ける用水分配と農村社会

——讃岐仲多度郡買田池懸りを中心として——

喜 多 村 俊 夫

〔要旨〕讃岐丸亀平野の略々中央部、如意山麓に営まれた買田池は慶長17年に完成して満濃池の復活よりも稍々古く、与北・郡家・三条・木徳・原田・金蔵寺・柞原の7ヶ村を配水区域とし満濃池水の潤す区域に含まれながら、又別個の用水を中心とする社会を形成している。

此の池掛りの配水上の特色は池の創始以来7ヶ村を区域とするとは云え与北一村の支配権が著しく強く、用水費用負担との關係から見れば他の6ヶ村は与北へ配水した余剰分を配水せられているかの感がある。勿論買田池以外の村々の池水も補助的な意義は大であるが買田池に比すれば著しく浅くて貯水量が少く、田植水に費消し尽されて其の後の貯水（蓄水）には多大の費用を要する。満濃池の水を受け而も村々の池を利用し尽して而も尙極めて不利な条件を甘受しつつも買田池懸りを脱し得ない、与北以外の村々の立場は極めて微妙である。買田池への溜込水の水源は金倉・土器の両河川にあり、他地方に例稀な強力な引水権を有して居り、斯る引水権の存在、又成立の過程も特徴的な事柄である。

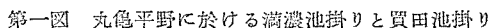
序

周知の如く讃岐は吾国屈指の溜池灌漑地域であり全耕地面積の二〇%が溜池水面を以て蔽われている。就中丸亀を

溜池灌漑に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

中心とする西讃平野は其の殆んどが満濃池の支配下に在り、本研究の首題たる買田池懸りも亦其の大部分が満濃懸りに属していて水懸りの關係からは二重になつてゐる。

満濃池懸りが稲の全生育期間中を満濃池水に依存し得る



『元來買田池者水溜茂深く於
当郡に滿濃池に可相続く下之
郷第一之大池』^②であり、貯水
量、延いては灌溉面積の点で
は確かに滿濃池に亘ぐもので
ある。

買田の池懸りは池の地元たる与北及び郡家・龍川の三村で、旧村名の与北（一八五町歩）・木徳（一二〇町歩）・

郡家・三條（共で一二二・五

町歩)・原田(三・六町歩)・金藏寺(三・四町歩)及び杜領(後述)の九・七町歩、合計四四五町歩である。勿論

ではなく、池に最も近い与北村の内でも其の西端金倉川の
 両岸に位置する西村・西原は買田池水よりは金倉川を堰止
 めて獲た水、或は旧金倉川床からの湧水に頼り、郡家でも

上の郷と、溝濃にのみ頼り得ないで村内に無数に分布する池の水を補助水として用いる下の郷との二つの区域に分れている事は既に明らかである。^①丸亀平野の略々中央部、土器・金倉の両河川に挟まれた標高一五八米の花崗岩丘、如意山の北麓を堰止めた水面積一八町歩の溜池たる買田池は上の郷と下の郷の境に近くすぐ（北側）（下の郷）にあり、讃

買田の水は必要水量の幾分の一かに過ぎず、枡池・宝幢寺池等の村内に散在する溜池の貯水がより重要な意義を持つ。木徳・金蔵寺・原田の諸村でも浦水・溜池水・河川水等が限なく利用せられて丸亀平野に於ける灌漑水源の多様性を示している。

斯く買田地を中心とする村々は、池を廻つての引水権に厚薄強弱の差があり、不足分を他の水源の利用によつて補いつつ、用水を中心とする一字宙を形成し、而も最初に触れた如く与北の内である所謂「兩免場」以外は買田の水よりも満濃の水により強く依存する特異性を有し、買田池は小満濃池であると共に他の皿池と同様に満濃の補助池に過ぎないものとも看做し得る。池の起源、満濃との関係、配水の諸特質、受水区域村々の引水権、経費負担との関係等を通じて灌漑問題が農村社会、農業経営に及ぼす諸影響を考察し、灌漑問題の最も複雑且困難な讃岐の特質の把握を試みるのが本稿の目標である。

- ① 拙稿「近世に於ける讃岐満濃池の経営と管理」『経済史研究』二二卷六号（昭和十四年十二月）、「日本灌漑水利慣行の史的

溜池灌漑に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

研究「各論編—近刊—所収

- ② 与北村役場所蔵文書 安政五年八月「那珂郡与北村買田池底堀上置御普請願立請願書」

一、買田池の起源と修覆

此の池は近傍に於ては起源の最も古いものの一であろう。慶長十七年の完成であるから満濃の復興完成の寛永十一年に二十二年先立つている。元々買田池の位置には諏訪谷池と呼ぶ小池があり之を拡張したのが買田池で、買田池の名も拡張に当つて新に池敷となるべき田地を買取つた事に因由を持つ。池敷の替地は池外で与えられたと伝えるが現在その証跡は明らかではない。

後安政六年の底掘り・嵩上げによる池の拡張が行われたが、それ以前慶長当時から現状に近い規模と水懸りとを擁していた様で其の村名と水懸り石高、並びに寛永十八年の『満濃池之次第』^④に現われた是等村々の満濃掛り石高は次の如くである。

与北 一六〇一・五石 （五〇〇石）

木 徳	六〇〇	(一九三三石)
三 条	六〇〇	(?)
杵 原	四〇〇	(二八〇〇石)
金蔵寺	四〇〇	(八〇〇石)
郡 家	五〇〇	(一五八六石)
原 田	五〇〇	(一六九一石)
計	四六〇一・五石	(九三一〇石)

七ヶ村で四六〇一・五石の他、与北の内西原分三〇〇石、西村分五五〇石、計八五〇石へも懸る事になつてゐる。買田池懸りの決定後に満濃が再興せられ、而も買田懸りも満濃の水下に編入せられた為に上表に見る様な結果となつたのであるが、各村の買田・満濃両池懸り石高の間には相当の開きがある。満濃懸りの石高合計が買田懸り石高合計の約二倍である事は、買田懸りでも与北以外の村々は村内の全耕地が買田池懸りではなかつた事を示し、満濃に依存する度合の強かつた事情を物語る。買田池は与北の生命と頼むものであるが他の六ヶ村は買田よりも満濃により多くを托している。此の事情は三百年後の今日も不変であり、配

水上、又費用負担上の諸問題は実に此の点に胚胎してゐる。

慶長十七年を隔る二四六年の安政五年には同元年秋の池堤切損を理由に、底掘上置普請に対する銀六十貫目の貸付が藩に出願せられ、大工・人夫等の延五万三千人が計上せられてゐる。藩費補助の次第は明かでないが工事は実施せられ、以後の買田池を廻る組織には相当の改革が加えられた。満濃池からの距離が遠く、其の池水にのみ依頼し得ないこと、是迄の買田懸り三千石余を八五〇〇石余に拡張する事を理由とした願意が聞届けられた結果である。此の度の工事に当つては元々旱損に苦しんでいた三十余石の田地が新に池敷となり、池懸り村々によつて買得せられてゐる。

③④ 龍川村木徳 津島利太郎氏文書

⑤ 与北村役場文書 安政五戊午年八月「那珂郡与北村買田池底掘堤上置兼用御普請目論見帳」

⑥ 龍川村木徳 松浦清一氏所蔵文書

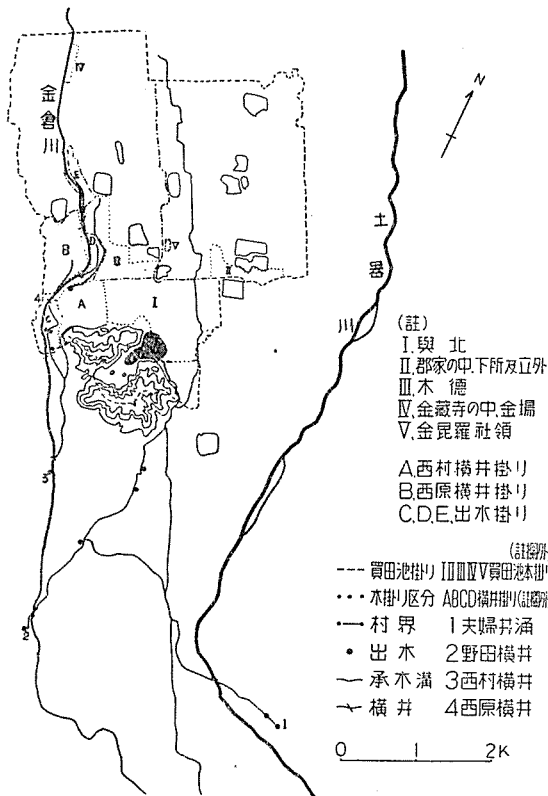
⑦ (2)に同じ

⑧ 与北村 紫和氏文書

二、承水機構とその特殊性

買田池の貯水には如意山斜面の降水を集めるのみでは到底所要量を満し得ないから他に水源を求めて溜込む必要がある。此の施設に関して買田池は特殊な地位を有している。所謂寒水（かんみず）の引込によつて一応充分の貯水の獲られるのが例年で、池並に池懸り区域への土器川及び金倉

川筋からの承水源として次のものが存する。
1. 夫婦井涌（めうといゆう） 土器川の上流、綾歌郡長炭村の中に位置し、買田池からすれば土器川を隔てた対岸（右）にある夫・婦・子の名をもつ三個の堤外の湧水を採るもので其の水路は河に沿つて暫く北流の後、鯉岩の畔



第二図 買田池掛り区域と承水路

から「横井」を立てて土器川を横断し、左岸に遡つて北流し、満濃の配水路を利用しつつ買田池に達する。横井とは土器川の河身に対して斜に河床を掘削り、土俵を積んで堰となし、夫婦井涌からの湧水及び土器川の河床を流れる水を吸収して引用するもので、以下に叙べる他の横井の場合と等しく、真の水源が所謂「涌」にはなくて横堰によつて引取る土器川本流の流水である事に特徴がある。現在では此の涌の涌水個処は判然としない程度になつてゐる。

夫婦井涌の重要さは池の貯溜水の殆んどが此の涌の引水を名目とする土器川の流水に懸

つている点で、一月六日の堰立によつて引水は開始せられる。「寒水取り」が之である。然し買田池の全貯水量も池懸りの初夏の田植の終了期には七―八合を費消し尽し、二―三合の残水を以てしては到底生育期間中の給水を賄ふに足りない上に、冬立の横井は其後の出水の為に流失するから夏の間も河床に流水を見る限り夏立の横井が設けられ、冬立の横井は与北一村の負担であるが夏立の分は与北の上流村高篠と共同で行ふ。但し夏立の横井が溜込の機能を發揮し得るのは大雨の時に限り、平生少量の流水に止る時は高篠の独占利用する処となる。夫婦井の発見・掘鑿の年代は享保・元文の頃で与北の大庄屋高畑権兵衛の創始に懸るとの伝説があるが後述に譲る。

2. 野田横井 これは如意山の西方を北流する金倉川に設けたもので琴平町の地籍内に横井を立て、金倉川左岸（対岸）の西山涌の水及び金倉川の流水を引用する施設である。直接買田池に溜込む為の水路としての意義は上述の夫婦井涌に遙に劣り、この水路の上流部象郷村の約三〇〇町歩、及び買田池の南部高処に位置して池水を受け得ない与

北村の内の約二〇町歩の水田に供給するのが主目的である。尙野田横井の水路沿いに七個処の涌があり、其の水も共に加えられる。

此の横井の引水権上の特色は、川の流水が減じて横井に懸る水量の減じた時は、堰側から上流に向つて河身の中央部を掘登り、一つ上の鶴田屋横井の直下に至り、而も鶴田屋横井の中央部を切抜いて其の溜水を引き得る特権を有する事である。現在は堰を切抜かないで、一旦鶴田屋横井の北、大宮橋西詰の為替水門の水門板を深さ五寸、幅一尺分切抜いて其分だけの水を譲られる事になっている。鶴田屋横井に要する費用を全然負担せずして上述の分水を獲る野田横井の特権は甚だ大なるもので、これは買田池懸りの中に含まれている金毘羅社領の存在に起因する現象である。

文政七年五月、高松領の公文・与北両村と社領との争に對する「和融取替議定証文」^⑨が此の事實の因で、社領の地籍内の鶴田屋横井（当時の荒井横井）が下流へ水を流さなかつたことが争の焦点であり、議定証文の結果として、五月節日十日前に荒井横井の水尾筋で幅毫間半を切払い、一

日の間水を流して後その迹を水を取らず、菰堰としておく定で、横井の基礎及び巷間半以外は蛇籠及び砂で築造するが菰堰の間からは絶えず漏水のある筈である。水不足に際しての野田横井上から鶴田屋横井下迄の河身中央部の掘登りも此の時に再確認せられている。野田横井側からの要求により社領側から掘浚える約である。これが後に野田横井側から掘登ることに変化したのである。此の横井の創始も亦高畑権兵衛と伝へる。この堰の堰立は元は象郷村のみの負担であつたが後に与北も加わり現在は折半負担となつてゐる。然し「荒立」と呼ぶ初夏の要水期に臨んでの堰立は与北の負担である。

3. 西村横井 買田池への承水には関係なく、与北の西端金倉川の右岸に接する西村へ引水する為のもので象郷村の下櫛梨地内、象郷橋の下流に位置する。土俵仮敷を以て金倉川の流水及び対岸の西村浦の「出水」をも吸収する事前述の場合と同巧である。但し金倉川筋を流下する満濃池水をも取水しているので、満濃の配水区域たる対岸多度郡側の為に完全堰止を行わず二間程を解放している。従つて

溜池・漕漕に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

堰立は多度郡側と協議の上で行い、又多度郡側が単独で満濃水を取る時は水勢に応じ適當の幅・深さに横井を切落して多度郡側に流す。灌漑面積は西村の四〇・八町歩である。尙西村横井の水の懸る特例として西村の北、木徳（龍川村）の中に此の水の「本懸り」と称する約五町歩の水田がある。（表面上の面積は一・五町歩）村外に本懸り区域の生じた所以は、明和の頃与北村中河原の高畑十郎が四八石余の田地を分与せられて分家した際、其の所有田地の中の一町歩余が木徳村の中に在り、分家後も前と同様に与北の水を給する事となつたので地籍は木徳の中ながら依然として西村横井から配水しているのである。水田の所有者關係を基礎に異例の配水が行われる一例である。

4. 西原横井 西原も与北の中に属するが金倉川の西岸で与北本村とは河を隔てている。旧金倉川の川床迹と考えられ、西原横井は此の西原にのみ注ぐものである。与北橋の上流約百米に位置し、割石・蛇籠（現在は相当部分がコンクリート固め）で堰き、金倉川の流水、之を下る満濃池水、金倉川右岸の西原浦の水、及び買田池水の四者を引き

入れるもので、後の二つの水の引用の為に横井の堰止の内側にその内壁をよく固めた水路があり、堰止と、蓋のない樋との機能を兼備えたものである。西原は買田池懸りながら、買田の池水を以て田植を行つては到底池の貯溜が不足するからとの理由から上述の手段が講じられているのであるが、事實は満濃池水を取る為であるのが西原横井の本質である。受水面積約四〇町歩。

上述の諸横井並びに金倉・土器の両河川の対岸に位置する水源としての涌の意義を考へる時、買田池への引水及び此の池水の及び難い与北村地内への灌漑水の確保の為に、与北が村界・郡界を超えて、涌の水のみならず本川の水をも吸収している引水権の強さが目を魅く。斯る与北の事用水に關する限り、近郷諸村に卓越した優位の故に、世俗『与北は満濃以北の水の銀座』の名がある。是等の承水・引水の水路網の完成は元祿頃に成就したものと伝えられ、此の頃の与北の大庄屋で高千石相当の土地の所有者高畑権兵衛の功績と称せられる。彼は大地主たると共に藩からも祿二十石を受ける郷士であり、与北一円の用水不足の対策

に腐心し、周辺村々との交渉の頭末は伝説の域に止つて詳細を窺い得ないが、藩庁とも折衝の末夫婦井涌水路・野田横井・西村横井を完成して与北の用水権を確立したとせられる。其の歿年は元文二年であるが政治的障界を超えて引水した手段に格別のものがあり、一村を中心とする用水権の外延的發展の事例としても稀に見る存在である。現在も与北に屬する、象頭山中の山林の所屬争論に処した権兵衛の用意を伝へる挿話によつても其の画策の程を察し得る。彼が藩主の血縁に連るものであつたとの一説も異常な成功に徴すれば無下に却け難いであろう。

彼は江戸中期に郷土の身分を有した一村吏に過ぎない。所有する土地が与北全村の半に達したとしても領主的存在ではなかつた。然も与北全郷に亘る水利施策の迹は恐らく活潑を極めた中世荘園領主の姿を想わしめるものがある。最も遅れた制度・慣行の残り易い水利では猶此の時代にも個人の、権力との結合による事業を行ひ得る余地が存したのであらうか。讃岐が最も古くからの水田地域であるだけに東北日本に見る未開の荒野の開墾に伴う水利施設の場合

とは異つて一入此の感が深い。

尤も与北の特殊地位の獲得の裏には之を必須とした諸事情もある。自然的に最も用水難の土地であつたことである。

即ち

a 如意山の存在が満濃池下からの緩傾斜に伴う地上・

地下の流水脈を完全に切断し、与北が其の蔭部に位置すること。

b 地域的に少差はあるが一円の土壤が花崗岩の風化土

で旧河床もあり、保水力の極めて低い土地であること。

例えば五寸の深さの水（一応田面に堪え得る限りの水）

の土中に吸収し尽される時間は西原六時間、旭（赤阪

及鴨居の総称）二日、田高^{タカ}田^タ一―四日と云う如く自然

の土質の浸透性に富む事から来る保水力の乏しさは実

に甚だしく近村に比すべきものがない。与北が多量の

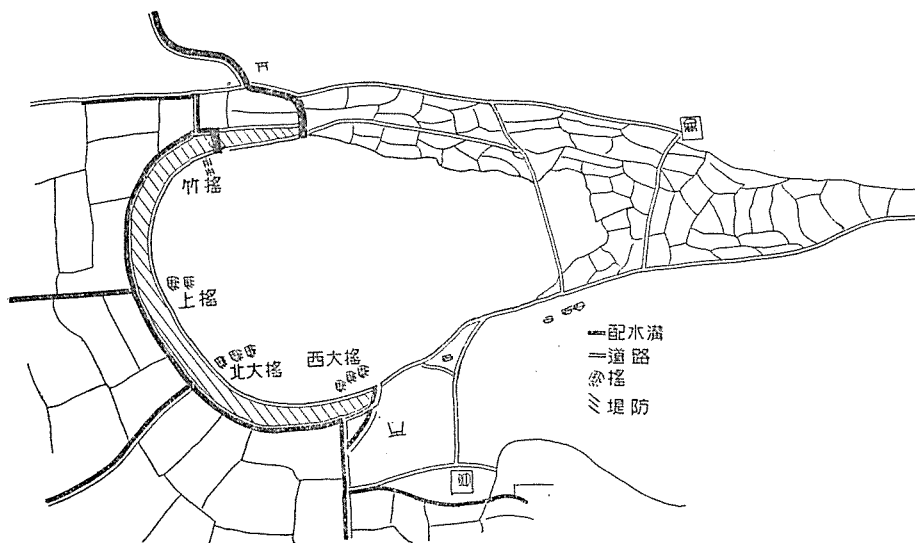
水を獲てゐる事実も斯る保水力と関聯して考察しなけ

れば分配量の多寡は論じ難い処に問題がある。

右様の事實は存しながら買田池懸りは池水並に之に附随

する幾本かの用水路の独占によつて水の利用を中心に観れ

溜池氾濫に於ける用水分配と農村社会（喜多村）



第三圖 買田池と揺

ば孤立的封鎖社会を形成し、末端の一部を別とすれば水不足の讃岐の中に在つては最も恵まれた特殊な一地域を形成している。

⑨ 与北村赤阪 山下善吉氏所蔵文書

⑩ 買田池に近い小丘上の記念碑文

三、池水の配水機構

買田池が現状に至る迄には諏訪谷池の時代、慶長十七年買田池の拡張後の時代、安政七年の底掘嵩上げ後の時代と三段階の変化があり、其の度毎に貯水量の増加と共に灌溉区域の拡張があり、之に伴つて配水の上に区域別による差異が生じて買田池懸りへの加入の新旧が其の儘引水権の差となつて残つてゐる。これが池の地元とも称すべき与北と、郡家・龍川に属する村落との間に、引水権の強弱の甚しい相違を生んでいる原因である。

慶長十七年買田池の完成した直後から此の池には三個の揺（樋水門）があつた。本揺・北大揺・東揺が之である。恐らく後にもそうである様に、三個の揺の設けられた理由

は灌溉区域が東西に互つて広い關係から、方角を異にする各地域に同時に給水を行う必要に出でたものであらう。従つて村々への配水の割合は各揺毎に定つていた筈である。然し慶長から安政に至る迄の間の此の事情は北・東の両揺に就いては何等の記載がなく唯本揺に就いてのみ明らかである。唯恐らくは本揺以外の二本に於ても本揺と略々同様の基準によつて配水せられたのではないかとの推察が可能であるにすぎない。即ち本揺の配水に就いては次の如く記されている。

右七ヶ村（与北・木徳・三条・杵原・金蔵寺・郡家・原田）順番に水組致し本揺の水半分与北村半分は外村々江毎日分ヶ遣し可申候相極め御座候外村々半分水二ヶ村二分ヶ順番に一日宛三日〇廻取申候 与北村は毎日半分宛取申候^⑩

千六百石の水懸り高をもつ与北が本揺から出る全水量の半量を毎日引き得るのに対して、他の六ヶ村三千石の高をもつ区域は与北一村と同量の半分水であり、それを六分して同時に引灌する事は一村への割当水量を余りにも少量に

する故か、二ヶ村宛三組となし、一組一日、三日を週期として一日宛引灌し得る番水制を以て配水した事情が知られるのである。

茲に於て改めて注目に値するのは与北の著しい有利と他六ヶ村の劣弱な地位とであつて、買田池出現の初から与北が特に池の利用に就いて優先的特権を有していた事実である。尙年代の記載を欠くが安政七年以前の編と察せられる「那珂郡村々池記録」^⑩には買田池の項に次の如く記されている。

水掛高 千五百三十六石七斗一升四合

右の外 木徳村三条村原田村金蔵寺村

杵原村郡家村

此六ヶ村植付水残水分水仕来

取高辻千五百石余

以上三千石余掛辻

右村々江茂水遣来候得とも水掛高者相究不申候

買田池は与北村への配水が根本で他の六ヶ村へは残水を分ち与えるものであるに過ぎない事を明記したものと解し

溜池溉灌に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

得るであらう。諏訪谷池が買田池に拡張せられて池自体の規模は面目を一新し、池懸りも与北以外の六ヶ村を新に加えたものの、諏訪谷池以来の地元の引水権の伝統が強く、買田池は恰も与北村の池で他村は其の用水の分配に恩恵的に興り得るに過ぎないかの様な形勢が此の時に来既に形成せられている事実は重要である。配水量に相当して池入用の負担もなされている。井手（用水路）の掘浚へ及び池の宮（堤上にあり）の修覆に要する費用は六ヶ村の負担であり、其の他の費用一切は与北が引請ける事となつている。

与北の負担の特に重い理由は池水を余計に取るからとなつている。又池水の分配に当つての村々の順番の決定は大庄屋の掌る所であつたが、後には大庄屋の許まで申出るに及ばず与北村庄屋の一存で支配せられる事に改つている。与北が買田池の支配管理権を掌握した事を示すものである。

安政七年の底掘・嵩上の実施後に於ける池の形態、配水機構は其の儘現在迄持越されているものである。先ず形態上の変化は池の上手に「内池」と称する小池が増築せられ、内池の堤は本池の満水時には水面下二―三尺に没し去つて

一続きの水面となるが、減水するに従つて別個の池たる形を示す様になる。「内池」の機能に就いては後述する。

池には別図の如く四つの揺がある。然し其等の中配水の基準となるのは北大揺で慶長から安政に至る間の本揺に比し得るものである。現在初揺抜きは六月二十日前後になっている。此の頃池懸り惣代は買田の堤上によつて麦田の刈取の状況を觀望し、最早田植水を流して適當の時期と判断すれば愈々揺を抜いて配水を開始する。上揺は北大揺よりも一日早く、竹揺は更に一日早い。

かくして北大揺・上揺の水は先ず与北村地内の「兩免場」と称する、元來の本掛りであり、諏訪谷池の時代からその二本の揺によつて灌漑せられ來つてゐる区域で約四日間、兩免場を終えて更に与北の兩端に近い京田・西村に流されて田植が行われる。而も買田の水が京田・西村へ廻つて來る頃には満濃池水が届く筈であつて、買田池の水を田植に使用するのとは与北村のみで、郡家・龍川は勿論利用し得ず、更に極言すれば与北村の中でも主として兩免場のみが完全に田植水を買田池に仰ぐに過ぎないのである。田植

が了れば揺は閉鎖せられて配水は一旦中止となる。

稲の生育期間中の配水は番水配水で、其の實施の時期如何は年々の状況によつて決定せられるが、事實其の實権は与北の兩免場から出る慣習になつてゐる池懸り惣代の判断にあり、番水開始期が決定すれば關係村々に通達せられるのみで、他村は番水開始期決定の協議には与り得ない。番水配水の順序は次の如くである。

1. 初日より日数四日間 与北村
2. 五日目 郡家村
3. 六日目 三条村
4. 七日目 旧金毘羅社領
5. 八日目 郡家村ノ内・久留島
6. 九日目 (宮ノ前)
(原田村) (与北ノ内)

九日を以て一順する規定で引続き番水を繼續する場合に十日目から又同じ順序を繰返す。但し村毎の配水時間は昼夜ではなく、日出から日没迄となつてゐるが郡家村の番の日のみは特に午後十時迄となつてゐる。夜間の配水を行わないのは暗夜に行われ易い水路の途中に於ける盗水を防

ぎ、流末に近い村の利益を保護する為であるという。

西大揺は万延年間と伝える新設の揺で、揺抜きは前述の北大揺と同時に行われる。此の揺が遅れて新設せられた所以は、北大揺・上揺のみでは買田池水の届き難い、池の西北部の村々への配水の為である。其の開閉は北大揺と等しく両免場の協議に俟つ。生育期間中の番水配水の順序は次の如くである。

1. 初日より三日間 京田・西村（与北の内）
2. 四日目 上新開・下新開（与北の内）
3. 五日目 木徳・上田
4. 六日目・七日目 西原（与北の内）
5. 八日目 西村・京田（与北の内）
6. 九日目 （金蔵寺
田高田（与北の内）

降雨を見る迄右の順序で繰返される。

上揺・竹揺は初揺抜以後は耕作者の自由に任せられて居り抜き次第である。北大揺にしても西大揺にしても地懸り惣代の協議を俟つて揺抜きや番水が行われるのに対して、此の二つの揺では上述の如く自由に扱い得る点が他と著し

く異つてゐる。連日抜き放つことは可能であるが降雨を見れば閉鎖する。上揺・竹揺の抜き放ち自由の特権の由来は、此の二つの揺の灌溉区域が是亦諏訪谷池以来の灌溉区域であり、諏訪谷池が買田池になつて後に加つた区域が番水配水を行つていても、古くからの諏訪谷池懸りは新しく増加した買田の貯水量以外に、旧の諏訪谷池だけの水量は自由に引灌し得る権利を保留して、此の二つの揺の特殊な取扱を生じたものと理解せられる。

揺を抜く日が重なれば池の貯水量は次第に減じて来る。北大揺の三段になつてゐる櫓の一番下の櫓の揺の穴の上四尺二寸の深さに迄減水すれば、揺を閉じて放水を中止する。それ以下の水は之を『残し水』と称し、約百町歩に灌いで以前は約二回、現在は一回配水し得る程度の水量である。池底に土砂の堆積した結果、池底部の貯水量の減少したのが原因である。猶「残し水」を注ぎ得る百町歩は、与北全村の買田池懸り百八十五町歩の中、西村・西原の各四〇町歩、計八〇町歩を除いた面積で、慶長以来の買田池の懸りであつた区域である。慶長の池懸りの説明に従えば与北村

ては『田高田より東千六百石江懸り申候』^⑮とあつて西原分三百石、西村分五百五十石は一応別扱を受けている。本掛りたる両免場の範圍は之によつても明かである。

「残し水」を引用し得るのは与北の中の約百町歩の他、

隣村郡家村三条の内に含まれている金毘羅社領、所謂「御供田」と称する九町七反歩の区域があり、社領から池惣代へ配水の申込があれば与北は社領の手を借らず、自ら社領への水路によつて其の水を入れ与えなければならぬ。これは既に承水機構の項で野田横井に就いて述べた際に触れた如く、与北は野田横井に懸る水量が乏しい時には、金倉川を遡り一つ上流の横井たる鶴田屋横井（荒井横井）からの分水を要求して、同横井をして堰幅一間半を解放せしめる特権を有していたが、之は一に此の金毘羅社領への配水を口実として獲得したものに他ならなかつた。而して与北は買田池水を以て社領を養う代りに、野田横井から獲た水を買田池に留め込み得たのである。買田池懸りの中に金毘羅社領を含んでいた事は、与北を盟首とする買田池水下にとつては頗る利用価値が多かつた。恐らく高畑権兵衛正勝が

野田横井の創設に成功した時にも利用せられたであらうし、安政七年に池懸りが買田の底掘・嵩上を実施すべく、高松藩庁に資金の融通方を願ひ出でた時にも、金毘羅社領の存在は次の如き表現によつても、如何に利用せられたかをトし得るであらう。

……尙又三条村に而御寄附被遊置候龍雲院様金毘羅権現御供田是以買田掛りに候得者早魃之砌者右池水他村江分配不仕專御供米而已相育来居申候 右様之詛柄茂御座候に付此上大に水溜茂相増候時者假令照統候共村々江配水茂出来百姓共者勿論於私共にも深く難有仕合に奉存候：

「残し水」に使用せられる段階に達して、安政度に新に添加築造せられた「内池」も初めて其の意義を示す様になる。即ち「残し水」が放出せられると共に内池の揺が抜かれ、その水は買田本池の池床中に掘割られた溝筋を伝つて上揺に懸り、上揺によつて約十六町歩に配水せられる。両免場百町歩に対する「残し水」の量と、上揺懸り十六町歩に対する内池の貯水量とは略々同じ割合に當つている。北大揺・西大揺が夫々三段の堰、三つの揺を備えて池底の

貯水をも全部池外に流出せしめ得るのに対して、上揺は其の名の如く二段の櫓拵えた二本の揺を備えるに過ぎないから水位の低くなつた「残し水」は到底其の揺に乗つて来ない。然るに上揺懸りの十六町歩も、北大揺から引用する百町歩と同等の引水権を有する処から、田面が一段高くて上揺によるの他灌水し得ない十六町歩の、「残し水」引用権を主張し得る区域の為に、態々内池を築造したのが真相であり、安政七年の底掘・嵩上げに際しては最も古くからの灌漑区域が其の引水の特権を確保し、比較的高位置の十六町歩と、低位置の百町歩との間の配水の均衡を保つ為に特に築造したのが内池の成因である。

安政の嵩上げ後に定められた北大揺・西大揺による稲の生育期間中の番水配水の制は与北以外の流末村々にも相当の期待を抱かせ、村毎に新に配水規定を作成せしめた様である。一例として本徳村の場合も『此度買田池堤上ケ溜増し御普請ニ付新規ニ村一統之水掛リニ相成干村方ニ揺一本分九日目ニ相当り配水規定之事』とあつて、九日目毎に来る西大揺一本分の用水を、一村内で分配する区域別と分量

とが記されている。

田植水の為の揺抜きが与北のみのものであり、其の後の必要に依じての池水分配が、北大揺・西大揺では九日間で一巡する番水配水、池底の残水「残し水」の分配に与り得るのが是亦与北の両免場を中心とする地域に限られて事情が上述によつて明らかとなつたが、両免場による池水の特権的利用は未だ之に止らない。「ぢようあい水」の存在が之である。即ち両免場は池の真下で上流から受ける河川もなく、買田池水以外には頼る水源が無いからと云うのが表面上の理由であるが、田植水の配水を終つて揺が再び閉じられた後、両免場の要求に応じて樋守（揺番）は正式の番水配水に依らずして相当量の用水を適宜両免場内の必要個処に送水している。事の秘密は揺を完全に抜き上げなくとも、揺穴には一寸内外の余裕があり、揺を抜きあげなくとも多少揺を動かす事によつて接觸部に空隙を生じ、相当量の水を放出し得るのである。昭和二十六年八月七日の見分によれば、本年度は田植水（荒張水）を出して一旦揺を止めて後、未だ一度も番水配水を行つていないにも拘ら

ず、池水は既に巧以上或は半近くを減じている。郡家・木徳は未だ一回の配水にも与つていない裡に池水は兩免場を主とする地域の消費によつて上述の如く減少し、而も溜穴からは素人目には揺抜きを行いつつあるがにも思われる水量が流れ出しつつあり、之が前述の「ぢようあい水」を取りつつある実況である。配水機構に於ける一特殊事案であると共に、費用負担の問題とも関連して、与北以外の池懸り村々が不合理とし、納得し難しとする所以のものである。熟考を要する問題ではあるが次節に於て再び多少觸れるであらう。

慶長十七年以来七ヶ村であつた池懸りは明治五年以後六ヶ村となり杵原村の名が池懸りから消え去つてゐる。然し現実の池懸りとしての杵原は自らの脱退によつて退いたが、嘗つてこの杵原の持分である配水を受け得る権引水権は消滅せず「杵原マン（番？）」の名を以て現在では三条村の中である久留島（小字名）の肩替りする所となつてゐる。即ち三条村は番水に際しては三条村自体の引水権と共に、前述の金毘羅社領への一日分、及び久留島が杵原から譲渡

せられて有つ杵原マン一日分を併せ有している訳である。杵原村が買田池懸りを脱するに至つたのは明治五年のこととて、此の年の旱魃に最流末の杵原は水不足に苦しんで与北に分水を乞うたが容れられなかつた。而も未だ買田池には「残し水」が溜つていた。彼は比較觀察して憤激に堪え得なかつた杵原村の庄屋篠原太忠信義は遂に自ら池の揺に手を懸けて池水を引出したが、与北の中である宮ノ前・角の村人との間に争を生じ、杵原の庄屋に暴力を振つた与北側の二人の農民は国外追放となり、杵原庄屋は政所を被免せられたのである。以後杵原が自らの番水の当り日に引水に赴いても水が下らなくなり、遂に杵原は池懸りを脱して其の持分を久留島が譲り受けたものが杵原マンである。前述の事件を買田池騒動と呼ぶ。此の様な事件の中にも村の持分としての引水権でありながら有力な個人の力によつて動かされ易く、又私有権の対象であるかの如く取扱われた用水の性格の一端を窺ひ得る。

三条村も明治六年から九年迄買田懸りを脱退していたが、此の年再び脱退期間中の入費を納入する事を条件に再加入^⑮

している。幕藩体制の崩壊に伴う新しい政治情勢の現出と、三百年に近い伝統をもつ池懸りとは云え、次項に述べんとする配水や池懸り費用の負担問題に対して村々の不平が累積し、遂に杵原村の如き事態や之に近い事情をも生じて池懸りの中に動揺を生じていた事を示している。

上述の配水機構を通して村々に配られた用水は、又其の村内に於ては水利係の手によつて、各農家の耕作反別の大小に比例する、分水点の分木の幅によつて夫々の水田に配分せられている事、与北村の内である西村の如くである。配水が個々の村に行渡つて後、それが村の特殊事情と相俟つと如何なる有利と不利、不合理性、困難性を生じ現実の水利の上に如何なる問題を生じているかは次項に於て取扱うであらう。

⑪ 龍川村木徳 澤島利太郎氏文書

⑫ 与北村役場蔵

⑬ (Ⅱ)に同じ

⑭ 与北村役場文書 明治十年六月二日「買田池水料規則」

⑮ (Ⅱ)に同じ

⑯ 龍川村木徳 松浦清一氏所蔵文書

池田灌漑に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

⑰ 与北村役場文書

⑱ 与北村西村宮田氏所蔵「与北西村番水寸割合帳」

四、費用負担と用水事情との関連

池懸りの費用負担は池下六ヶ村の村高合計八八〇〇石余を基準に、之を八八〇〇箇と称し、各村は其村高に相当する箇数を以て負担する。即ち

与北 四三六七石

郡家 二〇一〇石余

三条 一〇〇九石余

木徳 七〇七石余

原田・金蔵寺 七〇七石余

計 八八〇〇石

原田・金蔵寺に就いては金蔵寺は「金場」と呼ぶ区域の三・四町歩が、原田は「池ノ内」の三・六町歩が買田水を引き得るに過ぎず、實際の配水としては原田は北大揺から九日目に一回の配水当日揺半分宛の水を、金蔵寺は西大揺から同じ揺半分水を受けるから二ヶ村の受水量の合計は揺

一本水一回の木徳村の量と等しいことになる。よつて両村の負担は木徳と同額であるべきであるとの考に基き、受水面積の石高としては、勿論木徳の七〇七石よりも遙かに少ない一〇〇石内外にしか達しないであらうのに、（西村の受水面積合計七町歩）木徳並の七〇七石分を負担する事になつてゐるのである。

費用負担の割合は形式的にも理解し易い石高基準によつて判然と定つてゐるが、之を用水分配の实情及びこれが村々に及す過不足の状態と比較考量する時此処に様々の問題が生じ、買田池の創設以来「与北の買田池」と称し得る程の卓越的地位を有した与北に対して、郭家・龍川両村に含まれる村々の困難と問題を包蔵している。以下是等の諸点に關して述べる。

1. 満濃の初揺拔は六月二十日で、上流から順次に田植を実施し、与北以北に達する頃には七月に入つてゐる。従つて満濃池下でも流末は初揺拔の時期の繰上げを希望してゐるのが現状である。既述の如く両面（免）場を主とする与北村の田植水に利用する買田池の水は、既に田植だけで

貯水の七一八〇%を消費する程であり、買田池よりも北、満濃懸りとしてはより流末の郭家や龍川では満濃水の流れ来る時期を待つてゐては田植期が遅れるから、田植は何れも自村の領域内にある諸溜池の水を以てし、其の爲に是等の池の水は唯田植水の供給のみで殆んど蕩尽し去る。郭家村では稲の全生育期間中の用水の補給の爲には溜池三杯分の貯水を要するという。与北以北では田植の終了した頃に満濃の水が到着する。従つて買田池のみに依存し得ない与北以外の村々では、満濃池水と、田植に費消した村々所在の溜池に、爾後の降雨を待ち、上流から流下する雨水を引き込んで池に溜め込む所謂客水との両者に依存するのであるが、客水を行う爲には莫大な費用の負担に堪えなければならぬ。郭家村の例を採つて此の事情を考察する。

勿論客水は降雨のあつた時に臨時に引水するものであるが、引水の道筋は自ら定つてゐるから、關係上流筋には前以て依頼をなしおき、半夏には酒一斗・素麵一貫目位を贈る。扱客水実施の際には上流水路の股（分水点）毎に六―九人の、股の所在する村からの人夫を傭い、而も股の数が

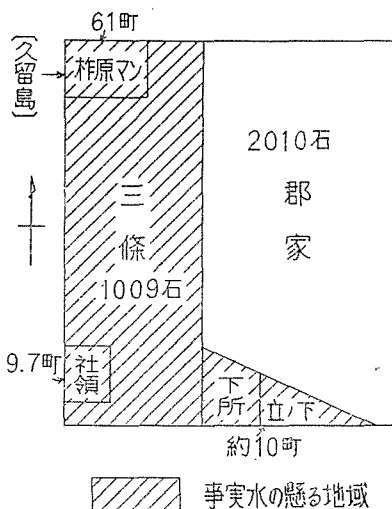
多いから枡池の場合には一日七十人位の人夫賃となり、而も賄付で通常以上の賃金を支払わねばならぬ。丸二昼夜客水を行つても貯水の増加は二尺位で、負担の重さに比して効果は甚だ尠いと言わねばならぬ。従つて客水は三日以上連続して行ふ事は稀で以後は寒水の場合の如く細長く徐々に溜込む。

宝幢寺池では客水に際して「水会所」を設け池懸りの村から惣代が出て其の期間中此處に詰切る。惣代は引水する水路の完成を待つて上流の股々に威儀を正して挨拶廻りをなし、此の場合も一日七十人位の人夫を使用する。昭和二十一年の例の如く七日間も客水を継続した事もある。以上の客水の実施に要する直接的経費の他、上流部の村に対しては平素からの投資が必要である。上流股々の工事に出る人々（習慣的に顔振は定つてゐる）を花見・海水浴等に出る待し、或は上流村が水路の工事を行ふに際しては、それが仮令満濃の工事費を以て行われる時にさえ、那家は完成祝として工事費の幾分の負担を余儀なくせられる。甚だしい場合は昭和二十六年度には或る池の一回の客水に十二万円

を費している程である。

2. 仕付水（田植水）に買田池水を使用するのは与北に限り、郡家・三条・木徳・原田・金蔵寺は此の際の引水に与り得ない事は既述の通りである。池の経費負担が引水区域の石高割になつてゐる事情からすれば、買田池の創設以来、与北以外の村は与北の余水を分配せられる如き慣習となつていたにしても、下流側としては忍び得ざる処である。而して生育期間中の配水（九日目毎に一巡する番水配水）も多い年で四回、大抵二―三回で、昭和二十六年も八月十三日迄には未だ一回も配水がなく（池の貯水は与北の仕付水、其の後のちようあい水の放出によつて既に三分の一以上減水している）昭和二十三、二十四、二十五の三年間は竟に一度も番水配水を取つていないと言ふ。斯る状態で郡家・龍川に属する村々が与北の四三六七石分に勝る四四三三石分を負担せざるを得ない処に問題が生ずる訳で、此の点に就いては更に後に触れるが、斯る事情の爲か郡家村内には買田池費用の不払同盟の組織せられつつある声を聞く。但し郡家側に於ても買田池水を引けば引水費を多額に要し、

流下する実際の水量と比較して余り有利でない判断すればなるべく買田水を引水しない方針を採っている事も、近年買田水が事実上配水せられていない事の要因をなしている。かくて郡家側の表現に従えば「与北が少量の水を下すのは池懸りから費用を徴収する為の手段に過ぎない」と云う如き関係となり、三百余年間継続した買田池懸りの組織も次第に形骸化しつつあり、与北以外の漸く池懸りから脱せんとしつつある形勢を看取し得るであらう。但し斯る



流末の強要は、現に進行つつある満濃の貯水量の五〇%増加の為の、従来の堤防の外側に新に建設せられつつ堤防工事が半以上成功の姿を示しつつある事情も強力に働いている。

3. 郡家村を例にとれば買田池による灌漑実面積と負担との関係は次の如くである。

郡家は二〇一〇石分の負担を為しつつ、現実に買田水の懸るのは南端（与北に近い）の小字下所（ゲシヨ）・立ノ外（タツノント）のみで其の灌漑面積合計は約一〇町歩、其の他の部分は宝幢寺其他の村内の池や満濃水のみに頼る。新る事情にありながら二〇一〇石分の負担を甘受しなければならぬのが郡家（大字）の最も不合理となす所以である。又三条に於ては其の中に含まれる社領九・七町歩、杵原マンの水を享ける久留島六一町歩の他、三条一円が買田水を受ける筈には成っているが、事実は三条全村の三分の一に懸るに過ぎない。斯る点に郡家村が機会だに与えられれば池懸りを脱せんとする原因がある。

4. 番水の配水は屋間が原則で夜間は放水しない。即ち

日の出から日没迄が放水の時間であり、明治十年六月二日の「買田池水掛規則」にも次の如くある。

揺抜刻限之儀ハ日の出ト相極メ与北村用掛ノ者尙其他水落取候村方は用掛ノ者田子召連池処ニ立会聊遅刻ナク拔放可申事、尤揺指方ノ義ハ日ノ入り限り池処并ニ揺処見守番立会揺指可申候事

但夜分拔放候義ハ無之筈ニ候得共兩免場ノ処ハ万一一日割ニシテ水行届兼候儀モ有之候得ハ村方へ申出見分之上揺抜放し可申事

但し郡家のみは夜十時迄の放水の行われる事は既述の如くであるが、日出・日没時刻の判定及び揺番が堤上て揺に手を懸ける時刻が日出であるか、自宅を出る時刻が日出であるかによつては放水時間に相当の開きがあり、日没の間も厳守されずに午后三時頃ともなれば揺の指された事が以前にはあり、斯る極端な場合は別としても、揺抜・揺指の時刻の微妙なる点は総て揺番の胸の裡にあり、揺番に對する流末村の態度如何が此の点に懸つてゐる事になる。流末村としては考慮を払わざるを得ない点である。

溜池灌溉に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

5. 与北以外の村でも村内に於ける買田池番水配水の順序は上流から順次に入れ渡す事になつてゐる。従つて順位のおそい水田は配水時間内に水が当らぬ裡に番水時間が終り、更に九日の後を待たねばならず、次回の配水も亦前回の順序で行われるから、流末の部分は竟に一回も番水配水に潤わぬという不合理を生ずる。但し若し全般に配水して尙余裕を生ずれば村内の池——仁池等に溜込む。斯る不合理は村内に於ける配水法の不備に基くものである。

6. 同じ買田池懸りの中に在つても村々は上流と流末とでは現実の費用負担の上に大差があり、流末では買田引水・客水・満濃池・村内溜池等に要する用水費用は洵に莫大の額に達する。最も負担の重いと考えられる郡家村久留島（杵原マン）を例にとつて其の反当用水費用の内訳を見る。（但昭和二十四年）

満濃費用 一五〇円（全満濃水下同額）

買田池費用（三条村番） 二八四余

買田池費用（杵原マン） 四〇四余

〔併池〕新池 一三〇四
一〇〇四 郡家全村に懸るもの

計 五五〇円

事實は反当六〇〇円以上に達している。之に比して与北の場合は左の如し。（反当）

満濃池費用

一五〇円

与池村水利費

八〇円

（買田池以外のものをも含めて）
買田池水利費（二〇一〇石分）

七〇円

計

三〇〇円

両者の間に相当な開きのある事は明らかである。

7. 上述の公的な負担の他、尙下流・流末は様々の隠れた負担を余儀なくせられている。即ち其の一は堰板預ケ料であり、買田池水番水の際用水の流下する水路の股々に入れる堰板で、これは度毎に自村へ持帰らずに股の所在する村に預けて置く例であり、其の爲の預ケ料である。第二は特に配水を多く希望する場合に与北村の角部落に対する酒三升位の贈賄（水利委員七・八人に対するもの）及び掃番人に対する贈賄等は隠れたる負担の中でも謂わば直接的なものであるが、間接的なものにも種々ある。例えば例年八月二日の権兵衛祭及び与北の春の氏神祭に対する寄附、与

北の持室院の行事に対しての寄附、角・宮ノ前（与北の内、郡家の直接上流部に当る）に野芝居が行われる時の寄附、果ては消防屯所の建設に対する寄附に至る迄、是等の中は何処迄が用水問題と関係するか適確に把握し難い場合もあるが、流末の人々は寄附の高が間接的に流れ下る水量に影響があると考えて斯る寄附行為を甘受している点に問題がある。流末村の役員は与北の役員は勿論その家族に対してすら路上での会釈に意を用い、選挙運動も水路を使つて行われる等、単に経費の点の上でのみならず、無形の社会生活の面に迄池懸りの関係が随伴し影響している。

8. 嘗つての石高を規準に費用を賦課する事の不合理は郡家の場合と同様龍川村に属する原田・金蔵寺の場合にも著しい。金蔵寺の金場の三・四町歩、原田の池ノ内の三・六町歩が買田池に灌漑せられる実面積でありながら、両村合して七〇七石分を負担する不合理は既述したが、金蔵寺の場合は金倉川の旧河床に当る所から涌（ユウ）が多数に湧出して、金蔵寺の田用水は殆んど之に依存している実状であり、買田池水の同村に対して有する意義は極めて乏し

い。而も又原田村の池之内に於ても、買田水の流下するの三年に一回と云う実状でありながら、七〇七石分の負担は金蔵寺・原田共に両村全部の水田に掛けても尙反当一〇〇円と云う高額になつている。原田・金蔵寺が郡家に近い立場に在る事は以上の關係によつても明白である。

9. 特別なものとしての郡家村三条の中に含まれている金毘羅社領の負担、久留島の杵原マンに対する負担は、三条村の負担外に別途に負担して、是等の負担額は八八〇〇石に割り当てた負担の外であるにも関わらず、それは与北村四三六七石分の負担の中に繰込まれ、与北は四三六七石分から、社領分・杵原マンの負担額を引き去つた額しか負担していない結果になつている。与北特に其の両免場が池の支配権を握つている事から生じた結果であり、三条村の最も不満とする所である。

上述の数々の費用負担の割合と配水量との不一致を示す事実に対する不満は那家・龍川両村の底流となつていながら、今日迄公然と其の非を述べ、或は池懸り脱退等の挙に出得なかつた理由は、如何に買田池水に頼り得る程度が

溜池灌漑に於ける用水分配と農村社会（喜多村）

少かつたとは云い条、結局万一の水不足の場合に對して買田池に恃む所があつたからであり、若し買田池以外に確實な新水源が生じれば、与北対流末諸村の關係は一変すべき運命にある。現に進行しつつある満濃の貯水量増加の爲の新堤防築造工事の進行が、漸く流末村々をして上述の不合理の数々を叫ばしめる自信の裏付を与えたのであり、満濃・買田二重の組織下にあるよりは、満濃単一の組合下に入る事の希望を公言せしむるに至らしめたのである。満濃の新堤防工事の着手以前には、流末が与北に對して抗議的態度の片鱗をだに示す事の不可能であつた環境に、水の慣行の持つ力の威大さを感じるのである。買田池用水費用不払同盟の組織は斯る雰囲気の端的な表明である。

⑩ 明治十年六月二日「買田池水割規則」

⑪ 与北村役場蔵

六、農業經營に及ぼす水利の影響

上述の用水分配方式が現実の農業經營に及ぼす影響は次の諸点に要約し得る。

1. 満濃池水の到着が遅く、又買田池水にも依存し得ず、初夏の仕付水を自村内の皿池の貯水によつて賄はざるを得ない。与北以外の村々は、少しでも梅雨雨によつて田植を済める為に他地方に比して麦刈の時期を著しく早め、耕地を空けて春耕の準備を整えて待つてゐる。麦稈の未だ青い中、五月二十七日・八日頃には麦刈を行うので麦自体の收穫には悪影響を及ぼす結果となつてゐるが、田植を終了する為には止むを得ない措置であり、専ら皿池の貯水を節約する苦肉の方法である。

2. 一戸当經營面積の小さい本地方では裏作の普及は當然の結果であり、現金収入の途として換金作物の選択には意を用いざるを得ない。煙草作は最も此の目的に適うものの一つであるが、初夏の田植期には煙草は未だ青々と畑中に在つて田植水を注ぎ得ず、七月末或は八月上旬の煙草跡地への田植期には、池の水は既に田植の為の配水期を過ぎていて、遅れた田植の為に放水し得ないという制約を生じてゐる。従つて斯る配水法の為に煙草作は勢い充分に發展し得ず、池水によつて池懸りの農業が根本的に支配せられることとなつてゐる。

3. 米収を多からしめる為には稲の生育期間中夫々の時

期に灌水の深度を調節する事が必要である。然し絶対的な水量の不足の前には斯る考慮を払ふ余地は全くなく、取溜め得る水だにあらば極力溜込まんとするのが一般の傾向で「中干」の如きは遙かに関心の外である。

4. 供出制度の下では元來の水田に於ては稲作は不可避である。棉作・甘蔗作の盛であつた当時は現在程の用水量は不要であつた。然し前述の如く耕地面積の狭少さは裏作を必須ならしめ、而も裏作の実施は春耕及び其後の灌水に對してより多量の水を必要ならしめる結果を生じてゐる。

耕地面積に余裕があれば水量と併せて考へてかりに稲作を第一義とすれば裏作は或程度迄調節し得る筈である。然し讃岐では到底斯る点を考慮する余地の存しない処に困難さがあり、水源の増加以外に救済策は見出し難いのである。斯る観点からすれば徒に堤防の築造に費用と労力を投じて其の努力に相應した貯水量の増加の得難い皿池の修理・増築よりも、一堤防の築造によつて一挙に貯水量を増し得る満濃池の改修工事は甚だ當を得たものと云わなければならぬ。其他水利費の重圧、昼夜を分たぬ引水の為の過重労働の負担等も間接的な影響である。

（一九五一、一〇、二四稿了）

The Echizen Manors of the Todaiji Temple

by

T. Kishi

The object of this essay is to illustrate some of the actual conditions of the Echizen manors of the Todaiji in connection with the political aspect of the day. First of all, I pointed out the appointments of Atono-Otari and Ikue-no-Azumando, the Zotodaijishi (造東大寺司), to the shisho (史生) of Echizen and the tairyo (大領) of Asuwa-gun (足羽郡) respectively, and the beaurocratic management of the manors resulted from this policy of the Temple. This fact is, in itself, enough to explain the manorial management—the chinso (賃租) management—similar with that of the koden (公田), and that the Echizen district was one of the most important financial sources of the Zotodaijishi. Secondly, my attention was directed to those manors of Sabatakunitomi-no-sho (鯖田國富庄) and Chimori-no-sho (道守庄), which originated from the cultivations and contributions rendered by such local magnets as Honchibe-no-Hironimi and Ikue-no-Azumando. So we see here a different type of tenure—the seigneurial relationship not with the direct producers, but with the magnets, and herein lies the powerful reasons why these manors survived far into the Heian era. But with the fall of Fujiwarano-Nakamaro who had swayed these estates the government of the Echizen manors was taken into the Todaiji-Sango (東大寺三綱), and there started the struggles with the local magnets.

Water Distribution and Rural Community in the Recevoir Irrigation Districts

by

T. Kitamura

The Recevoir of Kaida is situated in the central region of the Marugame Plain and under the Mt. Nyoï, Kagawa Prefecture. Its establishment falls in the Keicho era, a little earlier than the reconstruction of the Manno Recevoir. Among the districts of its water distribution the Kaida counts seven villages and gave rise to a peculiar rural community dis-

tinguished from that of the Manno. The seven claimed its water from the beginning but we see Yogita village control its greatest part to its own use. This is due to its financial support and the other villages seems to be given its surplus water. The other reservoirs may be helpful to these villages, but in comparison with the great quantity of water of the Kaida they are of no use to the needs in the rice-planting season. Compelled to these bad and unfortunate circumstances and yet unable to get rid of them these villages emerged as a peculiar community.

Sakai and Nara

A Study of the Relationship between the Seigneurial and the Port City

by

F. Nagashima

It was through the turbulent ages of the Nanboku-cho that Sakai-noura, once a deserted manor of the Sumiyoshi and the Kasuga Shrines in Nara, emerged as an important depôt of the knightly class. Thus the feudal relations that had been existed between the two cities, Nara and Sakai, were completely reversed with the commercial development of the latter. The second step toward its supremacy was taken during the Onin conflicts that followed the civil wars of the Nanboku-cho and its positive participation into the civil life of Kyoto and Nara enabled the citizens of Sakai to achieve a mellow and cultural life. In this article I aimed at the analysis of the inter-relations between the seigneurial control of Nara and the claims of the port-town which was to emerge as a powerful city of feudal Japan.

The Social Structure under the Gupta Dynasty (II)

by

K. Sato

The rural community of the Gupta era was composed of some ten small settlements clustered around a capital village. Its members